

# 阿南工業高等専門学校総合情報処理室利用細則

(平成16年4月1日)

(細則第18号)

## (趣旨)

第1条 この細則は、阿南工業高等専門学校総合情報処理室規則第9条第2項の規定に基づき、阿南工業高等専門学校総合情報処理室（以下「総合情報処理室」という。）の利用について定めるものとする。

## (利用の目的)

第2条 総合情報処理室は、教育・学術研究・本校の管理運営上必要な業務及びその他校長が適当と認めた業務のために利用するものとする。

## (セキュリティポリシー)

第3条 利用者は別に定める基準により阿南工業高等専門学校セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー」という。）を遵守しなければならない。

## (利用者)

第4条 総合情報処理室を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本校学生
- (2) 本校教職員
- (3) その他校長の承認を受けた者

## (利用時間)

第5条 総合情報処理室の機器を利用できる時間は、8時30分から17時までとする。ただし、次の各号に規定する日を除く。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号の休日を除く。）
- (4) 教職員が一斉取得する夏季特別休暇の日

2 室長は、必要があると認めるときは、前項に規定する時間及び日を変更することができるものとする。

## (利用の手続)

第6条 総合情報処理室の演習室を利用しようとする者は、総合情報処理室のウェブページで演習室利用申請を行い、校長の承認を受けなければならない。

2 セキュリティポリシーに定められた方法で本校内から外部にデータ通信しようとする者は、総合情報処理室のウェブページで外部接続申請を行い、校長の承認を受けなければならない。

3 セキュリティポリシーに定められた方法で外部から本校内にデータ通信しようとする者は、総合情報処理室のウェブページで内部接続申請を行い、校長の承認を受けなければならない。

4 複数年度にわたる利用の申請は、行うことができない。

## (変更の届出)

第7条 前条の申請についてそれぞれ承認された者（以下「利用者」という。）は、利用

申請書に記載された事項について変更しようとするとき、又は変更が生じたときは、速やかに変更の申請をしなければならない。

(端末等の設置)

第8条 ネットワークに端末等を設置しようとする者又はネットワークから端末等を変更・撤去しようとする者は、総合情報処理室のウェブページでIPアドレス利用申請を行い、校長の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第9条 利用者は、別に定める基準により、利用にかかる経費の一部を負担しなければならない。

2 特に校長が必要と認めたときは、前項の規定に関わらず経費の負担を免除することができる。

(著作権の保護)

第10条 利用者は、ファイルの複写に関して著作権の保護に努めなければならない。

(利用の取消、停止)

第11条 校長は、次の各号の一に該当するときは、利用の承認を取消し、又は停止することができるものとする。

- (1) 利用者が、この細則の定めに違反したとき
- (2) 総合情報処理室の運営に重大な支障を生じさせる恐れがあると認められるとき
- (3) 授業等に支障を生じるとき

(弁償責任)

第12条 利用者が、故意又は重大な過失により総合情報処理室の施設及び機器を破損、損傷又は滅失したときは、その現状回復に必要な弁償をしなければならない。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校総合情報処理室利用規程（平成8年4月24日規程第10号）は、廃止する。

附 則

この細則は、平成17年4月18日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年6月12日から施行する。